

意見書

平成18年10月26日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン骨子(案)に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン骨子(案)」に関する意見募集」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

項目番号	具体的内容
項目1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン(以下、「本ガイドライン」)の策定によって当事者間の債権保全措置に関する協議に一定の道筋が示され、一層の事業者間協議の円滑化が図られるものと考えられるため、本ガイドラインの策定に賛同します。 ・ また、債権保全措置について議論していく上では、債権者側の損失拡大の抑止及び債務者側における競争阻害要因の排除といった点で、慎重に検討がなされる必要があることから、本ガイドラインで設定されている①～③の目的に賛同します。 ・ なお、本ガイドラインを策定することによって、事業者の債権保全及び事業者間の接続の円滑化に資するとともに、その結果として消費者保護を促進することは有効であると考えますが、規制緩和により様々な事業者が容易に市場に参入できる状況となっていることを考慮すると、こうしたガイドラインの整備による保護施策の推進だけではなく、事業者が事業(ビジネス)に係る様々なリスクを自らマネジメントする能力を伸ばすとともに、消費者が各社のサービスに関するリスクを選別する能力を養うための取組みについても並行して検討を行うべきであると考えます。
項目2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者間接続等は既知のとおり電気通信事業法(以下、「事業法」)に深く関連する事業者間取引であることから、接続等協議の一部である債権保全措置に関する本ガイドラインを、事業法の運用に際してのガイドラインとして位置づけることは適当であると考えます。
項目3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインは事業者間取引に特化したものとし、電気通信事業者が経営破綻した場合等の消費者保護の在り方については「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」によるものとした上で、同ガイドラインについて適宜見直しを図ることで対応することが適当と考えます。 ・ なお、事業者間接続等における債権保全措置が、結果的に利用者へのサービス提供にも影響を及ぼす可能性があることについて関係者間で認識を共有しておくことが重要であると考えます。
項目4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインにおいて債権保全の具体的施策がいくつか明確化されることは、接続事業者等における協議の円滑化に一定の効果をもたらすものと考えます。 ・ しかしながら、事業者間の接続等については、様々なケースが存在することか

	<p>ら、債権保全に関する具体的な施策の選択や採用は、最終的には当事者間の協議に委ねられるべきであり、本ガイドラインが、事業者間の債権保全措置協議に何らかの制約を課すようなものではあってはならないと考えます。本ガイドラインは、あくまで事業者間の協議を円滑化するものであるべきで、その記載内容は債権保全策の例示にとどめる等によって汎用性を持たせた内容とする必要があると考えます。</p>
項目5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権保全の方式としては、骨子案に例示されている以外の事例として、取引額相当を債権額確定前に前払いする方式や、当事者間の取引額が同等程度で推移している場合において双方の債権を相殺する方式等も考えられ、本ガイドラインの規定は様々な方式の可能性を考慮した記載内容とする必要があるものと考えます。
項目6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな接続実施時等の与信管理や既存サービスの継続性の確保を目的とした債権管理といった想定される債務不履行リスクの違いによって、預託金の受け渡し等の可否を判断する基準が異なってくるものと考えられ、こうしたケース毎に個別に判断基準を検討する必要があるものと考えます。 ・ なお、比較的明確に債務不履行リスクが顕在化するケースとしては、債務を有する事業者において民事再生手続きが実施される等の場合が考えられますが、この場合においても、預託金等を課すべきか否かの判断は、個別事案によって異なってくるものと考えられ、本ガイドラインにおいては様々なケースに対応した柔軟な記載を行う必要があると考えます。
項目7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預託金等を課す場合の水準設定の一つの考え方として、未収納が始まってから接続を停止するまでに必要となる期間において発生すると想定される取引相当額を課するという考え方があると考えます。 ・ 債務不履行リスクは個別ケースによって様々であり、預託金等の水準については柔軟な設定が可能となるような本ガイドライン上の記載が必要と考えます。
項目8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業を行う全ての事業者が接続する必要があるボトルネック性のある第一種指定電気通信設備を有する事業者(NTT 東西)については、接続拒否等により事業者及び利用者を与える影響がより大きなものとなるため、その他の電気通信事業者とは異なる、より慎重な債権保全の基準を個別に設定する必要があるものと考えます。 ・ 仮に NTT 東西が具体的な債権保全施策について接続約款に規定等する場合には、サービス競争の促進及び利用者利便の確保の観点から、当該保全施策が指定電気通信事業者として過度に接続事業者の事業運営を制限する内容でないか等について、情報通信審議会等を通じて厳格に審査がなされるべきと考えます。

以上